

初任給等 引上げ応援 奨励金

県では安定的な人材の確保や定着を促進するため
初任給や若年層の従業員の賃金について
引上げを実施する事業者を応援します。

1事業者
あたり

最大

100万円

1人につき10万円
(上限10名まで)

対象従業員

- 1 県内の事業所に勤務する、
賃上げ日に**35歳に達していない**従業員
- 2 常時雇用する従業員(無期または1年以上の雇用)
※常時雇用する従業員の範囲については、募集要項をご確認ください。

賃上げの内容

- 1 引上げ後の賃金を支払った日が
令和7年4月1日以降であること
- 2 所定内賃金※1について、定期昇給相当分※2
を除き**4%以上**引き上げること

※1最低賃金の対象となる賃金に限る ※2通常の業績や評価において昇給する金額

対象事業者

県内に事業所を有し、**常時雇用労働者が1名以上**の中小企業等 ※中小企業等範囲については、裏面をご確認ください。

申請期限

令和8年
(2026年) **2月27日** 金

引上げ後の賃金を
支払った日から **3** カ月後

のいずれか早い日まで ※予算の上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

必着

申請 方法

1.申請フォームから

https://y-hatarakikata.com/shourei_2025



2.郵送

〒754-0041 山口県山口市小郡令和1丁目1番1号KDDI維新ホール3F

初任給等引上げ応援奨励金事務局(やまぐち働き方改革支援センター内)

※封筒に「初任給等引上げ応援奨励金」と記載してください。

申請の流れ

賃上げの実施 01

対象従業員

賃上げ内容

を確認のうえ従業員に支給してください。「働きやすい職場環境づくりに向けた行動計画」を策定してください。

奨励金の申請 02

申請期限までに申請フォームから必要書類を提出してください。

※申請フォームによる提出が困難な場合は、郵送で受け付けます。※申請書等はホームページよりご確認ください。

初任給等引上げ応援奨励金事務局
(やまぐち働き方改革支援センター)

https://y-hatarakikata.com/shourei_2025



奨励金の支給 03

県から「支給決定通知書」が送付されます。事業者の指定する口座に奨励金を支給します。

その他要件等詳細や提出書類の確認等は、下記ホームページより募集要項をご覧ください。

中小企業等について

「中小企業等」とは、下記に定める者を指します。

主たる事業として営んでいる業種	資本金	従業員
1 製造業、建設業等	3億円以下	300人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下
3 サービス業	5千万円以下	100人以下
4 小売業	5千万円以下	50人以下
5 ゴム製品製造業 (自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
6 ソフトウェア業及び 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
7 旅館業	5千万円以下	200人以下
8 その他の業種	3億円以下	300人以下
9 医療法人、社会福祉法人、学校法人、 農事組合法人、農業法人	-	300人以下
10 中小事業支援法第2条第1項 第4号に規定される中小企業団体	業種分類 1 ~ 8 の区分に応じ、 1 ~ 8 の従業員の 規模以下の者	
11 特別の法律によって設立された 組合及びその連合会		
12 財団法人及び社団法人		
13 特定非営利活動法人		

申請先

※申請フォームによる提出が困難な場合は、郵送で受け付けます。

申請 フォーム

https://y-hatarakikata.com/shourei_2025



郵送

〒754-0041 山口県山口市小郡令和1丁目1号KDDI維新ホール3F

初任給等引上げ応援奨励金事務局
(やまぐち働き方改革支援センター内)

※封筒に「初任給等引上げ応援奨励金」と記載してください。

お問い合わせ先

初任給等引上げ応援奨励金事務局
(やまぐち働き方改革支援センター)

受付時間 平日9:00~17:00

定休日 土・日・祝日・年末年始

☎ 083-974-2050

✉ shinsei_yhataraki@joby.jp

